

## 4. 横領・背任の罪

背任の罪 (247)

 総合 261頁

ア 「財産上の損害」

**判例** 最決平8.2.6

**事実：**甲銀行から当座貸越契約に基づいて融資を受けていた乙金融会社の経営が悪化し、手形の決済能力を欠く状態にあったところ、乙会社の代表者丙が甲銀行支店長と共謀して、乙会社に資力があるように装い、さらに甲銀行からの融資を受けようと企て、乙会社の振り出した約束手形に甲銀行をして手形保証をさせ、当該手形を額面金額で金融業者丁に割り引かせた上で（割引手数料は、別途乙会社が準備した。）、その全額を乙会社名義の甲銀行当座預金口座に入金することにより、当座貸越債務の弁済に充てた。

**要旨：**「原判決によれば、一部の手形を除き、手形の保証と引換えに、額面金額と同額の資金が同社名義の同銀行当座預金口座に入金され、同銀行に対する当座貸越債務の弁済に充てられているが、右入金は、丙と右支店長との間の事前の合意に基づき、一時的に右貸越残高を減少させ、同社に債務の弁済能力があることを示す外観を作り出して、同銀行をして引き続き当座勘定取引を継続させ、更に同社への融資を行わせることなどを目的として行われたものであり、現に、丙は、右支店長を通じ、当座貸越の方法で引き続き同社に対し多額の融資を行わせているというのである。右のような事実関係の下においては、右入金により当該手形の保証に見合う経済的利益が同銀行に確定的に帰属したものということとはできず、同銀行が手形保証債務を負担したことは、右のような入金を伴わないその他の手形保証の場合と同様、刑法247条にいう『財産上の損害』に当たる」。

イ 罪数（詐欺罪との関係）

背任罪は詐欺罪に吸収される（大判昭7.6.29、最判昭28.5.8）  司R1-16-7

16-7

ex. 保険会社の外交員が、被保険者について重大な病気を隠すことによって、会社を欺罔して保険契約を締結させ周旋料を支払わせた場合

## 5. 毀棄・隠匿の罪

- (1) 公用文書毀棄罪（258）  司H27-18[予4]-3,R6-20[予13]-I  
「公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄」すること

ア 「公務所の用に供する」

その作成者が公務員であるか否か、作成の目的が公務所のためであるか否かなどにかかわらず、現に公務所において使用に供され、又は使用の目的をもって保管されていること（最判昭38.12.24）

ex. 偽造文書（大判大9.12.17、大判昭11.3.27）、未完成の文書（最決昭33.9.5）、保存期限を経過した文書（大判明42.7.8）、違法な取調べによって作成された供述録取書（最判昭57.6.24）も含む  司

H18-1-I,H29-20[予13]-4,予R1-2-2/3

イ 「文書」

文字又はそれに代わるべき可視的・可読的符号によってある程度永続するように物体上に思想、意思又は観念を表示したもの（文書偽造罪における「文書」と同義）

ex. 未使用の選挙投票用紙（大判昭11.7.23）→「文書」に当たらない

ウ 「毀棄」

文書等の効用を害する一切の行為

ex. 印紙の剥離（大判明44.8.15）、文言の抹消（大判大11.1.27）、隠匿（大判昭9.12.22）、改ざん（大判大10.9.24、神戸地判平3.9.19）

cf. 新たな証明力を作り出せば偽造（変造）になる

- (2) 私用文書毀棄罪（259）

「権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄」すること

ア 「権利又は義務に関する」

権利又は義務の存否、得喪、変更などを証明し得ること  予R1-2-4

cf. 私文書偽造罪においては、「権利、義務若しくは事実証明に関する文書」（159 I）

→「事実証明に関する文書」等を毀棄した場合には、器物損壊罪（261）が成立するにすぎない

∴ 「権利又は義務に関する」ことが客体としての重要性を基礎付ける（本罪の法定刑は器物損壊罪のそれよりも重い）

イ 「他人の」文書

他人所有であればよく、名義は無関係（ただし、262）

ウ 「文書」

小切手などの有価証券も本罪の客体に含まれる（最決昭44.5.1）  司

予R1-2-5

cf. 私文書偽造罪における「文書」には有価証券は含まれない

∴ 別に有価証券偽造罪が定められている